平成２２年（フ）第１３９６号
広島市南区的場町２丁目６番14―1102号
破産者　水田　芳輝
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７４４号
広島県廿日市市宮内1491番地３、申立時の住所広島県廿日市市津田2005番地６
破産者　藤井　昭美
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３７８号
福岡県小郡市大崎1036―１、旧住所福岡県久留米市東合川町56番地
破産者　江頭　博子
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３７９号
佐賀県佐賀郡富士町大字上熊川50番地６
破産者　田篭　正広
1　決定年月日　平成23年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２８９号
札幌市東区北31条東２丁目１番１―202号
破産者　中野　直行
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９１８号
札幌市北区拓北４条３丁目７番３号
破産者　立澤　次孝
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７５号
宮城県登米市米山町字桜岡貝待井685番地
高橋アパート２階２号
破産者　泉田二三四
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２９３号
横浜市青葉区美しが丘西１丁目21番地20
破産者　立川　昌子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７２号
神奈川県鎌倉市台1903番地３　アレイ北鎌倉A202
破産者　戸塚　正輝
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２５号
横浜市都筑区早渕１丁目３番31号　ボンヌシャンス101
破産者　出来　利弘
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７８号
横浜市青葉区荏田町353番地１　東急ドエル江田ビレジＡ棟1002号
破産者　熊野　雅子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２１号
神奈川県鎌倉市大船２丁目11番15号　離山ハイツ204号
破産者　金子　弘資
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８４号
横浜市鶴見区下末吉５丁目１番16号　グリーンハイツ201号室
破産者　松山　洋一
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
岐阜県美濃加茂市深田町２丁目６番31号
破産者　吉田　良治
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１４号
静岡市駿河区大谷3160番地の12
破産者　芹澤　晴美
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８１号
静岡県焼津市八楠１丁目７番地の５
破産者　若林　幸次
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４７８号
京都市中京区西ノ京御輿岡町14番地16
破産者　稲生　和子
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２３号
兵庫県西宮市櫨塚町４番25号　ディオリバーハイツ201号、前住所兵庫県西宮市甲子園四番町８番30―207号
破産者　中村　孝之
1　決定年月日　平成23年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係